

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年5月31日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「キャノンアネルバ栗木プロジェクト」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	キャノンアネルバ株式会社 東京都府中市四谷五丁目8番1号 代表取締役社長 今村 有孝
	指定開発行為の名称	キャノンアネルバ栗木プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 工場又は事業所の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区栗木二丁目5番2 ほか (敷地面積：28,887㎡)
	指定開発行為の目的	工場の建設
	指定開発行為の内容	土地利用計画：建築物 14,622㎡、緑化地 7,945㎡、車路・ 駐車場 5,306㎡、その他 1,014㎡ 建築計画：建築面積 14,622㎡、延べ面積 55,829㎡、 最高高さ 20m
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成18年10月 完了予定：平成19年 6月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成18年5月31日（水）から 平成18年7月14日（金）まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間：午前8時30分から午後5時まで (鶴川市民センターは午前8時30分から午後10時まで) (町田市役所は午前8時30分から午後5時15分まで)
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 町田市：鶴川市民センター及び町田市役所（環境保全課）
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成18年7月14日（金） (郵送の場合は、平成18年7月14日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm